

7/16 労組の門前街宣禁禁止

大阪地裁仮処分に建交労抗議

取り消しへ提訴

全日本建設交通一般労働組合（建交労）大阪府本部は14日、日本タクシーのグループ会社、北港観光バスが労働組合の正当な宣伝活動を妨害する目的で申

立てた「街宣禁止の仮処分」を大阪地裁が認めたことに抗議し、仮処分命令の取り消しを求めた裁判の第2回審尋に臨みました。

嫌い、解雇や配転、出勤停止、配車差別による賃金差別と異常な組合つぶしをくり返してきました。さらに「会社は不当労働行為をや

ために、「街宣活動禁止」の仮処分を大阪地裁に申し立て、裁判官が会社側の主張を「相当」とする決定を出しました。

0円の範囲内で宣伝力を回し、街頭演説や放送を流すことや、ビラを配布する行為をしてはならないというものです。これでは企業の不当労働行為にたいして、労働組合が企業内や門前などで抗議の宣伝行動をすることができなくなり、憲法が保障する「言論、出版、表現の自由」「団結権、団体交渉権、団体行動権」に真っ向から挑戦する内容になっていきます。

審尋後の報告集会で、梅田章二弁護士は「労働者、労働組合の権利、団結権を奪う重大な事件だ」とのべ、地裁が憲法の趣旨にそった公正な決定を行うよう運動を広げていく意義を強調しました。建交労北港観光バス分会の喜多幸男分会長は「会社の不当労働行為を広く市民に知らせてきました。仮処分決定を覆して、会社の横暴をやめさせたい」と表明しました。